

茨城県学校生活協同組合専用口座登録用紙

返 送 先
茨城県学校生活協同組合
〒310-0852
水戸市笠原町978-46 教育会館1階
(Tel 029-301-1071)

継続組合員

連絡先の電話番号

氏 名

職員番号

登録金融機関（下記以外の銀行は登録できませんので注意してください。）

常陽銀行 中央労働金庫 水戸信用金庫 筑波銀行 茨城県信用組合 ゆうちょ銀行

①（常陽銀行、中央労働金庫、水戸信用金庫、筑波銀行、茨城県信用組合用）

■預金口座振替依頼書のご記入内容を訂正する場合は、訂正箇所にご記入の二重線を引き、金融機関へのお届印をご捺印のうえ、お書き直しください（修正液はご使用になれません）。

預金口座振替依頼書

収納者名 茨城県学校生活協同組合

お支払口座 口座は申込本人名義（個人名義）に限ります。

ご記入日	令和 年 月 日
お支払 口 座	☐ 銀行 ☐ 信金 ☐ 本 店 ☐ 信組 ☐ 労金 ☐ 支 店 御中 ☐ 出張所
	1 ☐ 普通預金（総合）口座 2 ☐ 当座預金 番号
フリガナ	お届印
口座名義 （自署）	

金融機関
コ ー ド

不鮮明な場合はこちらにも
ご捺印ください。



※金融機関へのお届けを
ご署名でご登録の場合は、
お届印の部分にご署名を
お願いします。

私は、左記の収納企業〔以下甲という〕から請求された金額を貴行（金庫・組合）〔以下乙という〕の私名義の左記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、下記事項を確認のうえ依頼します。

記

- 乙に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、甲の指定する振替日（当日が金融機関休業日の場合には翌営業日）に、請求書記載金額を左記口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日（当日が金融機関休業日の場合には翌営業日）において、請求書記載金額が預金口座から払戻することのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。また、振替日以降任意の日に甲から請求のあった金額を引落しのうえ、支払資金の一部または全部に充当されてもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から乙に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり甲から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、乙はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じて、乙の責めによる場合を除き、乙には迷惑をかけません。

以上

金融機関 使用欄	〔不備返却事由〕 1. 預金取引なし 2. 記載事項等相違 （店名、預金種目、 口座番号、口座名義） 3. 印鑑相違・サイン相違	4. 印鑑不鮮明 5. その他 〔備考〕	検 印	印鑑照合	受 付 印

②（ゆうちょ銀行専用）

ゆうちょ銀行 自動払込利用申込書（収）（加）

（ゆうちょ銀行へのお願い）

この自動払込利用申込書に不備がありましたら、下記該当項目に○印をつけて、茨城県学校生活協同組合へ返送ください。

水戸市笠原町978-46 教育会館1階
(Tel 029-301-1071)

下記の太線枠内をご記入・ご捺印下さい〔申込日〕（西暦 年 月 日）

種目コード	契約種別コード	通帳記号		通帳番号（右詰でご記入下さい）		ゆうちょ銀行使用欄
1 6 6	3 0	1	0			
(フリガナ) 住 所		〒 -		通帳 鮮明に！ 届 出 印		★不備返却理由 1. 預金取引なし 4. その他 2. 記載事項等相違 〔通帳記号 通帳番号 口座名義〕 3. 印鑑相違
(フリガナ) 名 義 人				電 話 (市外局番) -		
払込先口座番号		00160-8-283024		払込先加入者名		取扱店日附印
払込開始年月		年 月から		払込日23日（休業の場合は翌営業日）		
払込金の種別		自 払				

ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます